

第122回人口・社会統計部会 議事概要

1 日時 令和3年6月3日（木）10:05～12:05

2 場所 Web会議

3 出席者

【委員】

津谷 典子（部会長）、佐藤 香

【臨時委員】

宇南山 卓、川口 大司

【審議協力者】

北村 弥生（長野保健医療大学特任教授）、内閣府、東京都

【調査実施者】

厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室：細井室長ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：萩野室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：内山統計審査官、森調査官ほか

4 議題 国民生活基礎調査の変更について

5 議事概要

- 「日常生活における機能制限」に関する調査事項の追加を審議する導入として、北村審議協力者から、国際連合における障害者統計に関する活動経緯やワシントングループが開発した指標等について説明があった。

その後、審査メモに沿って、調査事項等の変更について審議が行われた。

- 審議の結果は、以下のとおり。

- ① 「日常生活における機能制限」については、調査事項の追加自体に異論はなかったが、他の調査事項との関係等について、調査実施者において整理・確認の上、次回部会で改めて審議することとされた。
- ② 「同居せずに、主に手助けや見守りをしている者の年齢階級」の追加並びに「乳幼児の保育状況」及び「主な介護者以外の介護者の状況」の削除については、調査実施者において整理・確認の上、次回部会で改めて審議することとされた。
- ③ 「健康食品の摂取の有無」の削除については、おおむね適当とされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（1）「日常生活における機能制限」の追加

- ・ 健康票の質問5（日常生活への影響）と今回追加する質問8（日常生活における

機能制限)の重複感は強いと思う。継続性の観点から質問5を残さざるを得ないのだとすれば、質問5はどのような活用をされ、どのようなニーズがあるのか。積極的に残さなければならない理由は何か。

⇒ 質問5については、健康日本21(第二次)における指標の一つである「健康寿命」の算出に利用している。健康日本21(第二次)は平成25年度から令和4年度までを対象期間としており、指標の評価が困難となることから、質問5を改変することは困難であると認識している。

- ・ 質問5と質問8は、報告者にとっては、似たような内容を尋ねるものとなっており、重複感がある。例えば、質問8を12歳以上が回答するようにすれば、調査票上の配置が質問5と離れることになり、重複感は小さくなると思うが、12歳未満に質問8の回答を求める特段の理由はあるか。

⇒ 回答可能性を考慮した結果、就学をしている6歳以上を対象とすることとしている。

⇒ 12歳未満の障害のある子供が捕捉できなくなるため、現行のまま6歳以上に回答を求めることが望ましいと考える。ただし、重複感があるのは御指摘のとおりである。補問5-1の選択肢に当てはまるのが従来の障害のイメージだったと思うが、近年障害の概念を広く捉える傾向があり、質問5では、いわゆる障害というよりも、病気や老化を念頭に置いた調査事項とも言えると思う。

⇒ 例えば、折衷案として、質問5を継続しつつ、時限的に質問8を12歳以上で把握するよう配置を変更する。両問が併存している間、健康寿命の整合的な推計手法の検討を行い、その上で質問5と質問8を再整理することはできないか。

⇒ 質問5と質問8は確かに似ているが、資料4で回答されている内容を踏まえると、質問8では障害を念頭に置いている一方で、質問5は病気やけがを含めた健康問題を念頭に置いており、ターゲットが違うように思われる。そうすると、現行の質問5は「健康上の問題」とのみ書いているが、「健康上の問題(病気やけがなど)」と質問文を修正することで、両問の違いを明確化できないか。

- ・ 国民生活基礎調査では、内閣府の調査研究事業で比較検討された欧州統計局の設問ではなくワシントングループの設問を採用することだが、欧州統計局の設問とワシントングループの設問の相違を示した上で、ワシントングループの設問を採用した理由を説明していただきたい。

- ・ SDGsを踏まえた集計の更なる充実という観点から、就労状態別の集計だけでなく、就学状態別の集計もできないか。

- ・ 「日常生活における機能制限」の追加自体については、特に異論はなかったが、議論の中で整理すべきとされた事項については、調査実施者において再度検討し、

次回部会で報告をお願いする。また、質問8の訳文について質問や意見があれば、追加で意見提出をお願いする。

(2) その他の調査事項の変更等

- ・ 「乳幼児の保育状況」の削除については、極めて慎重に判断した方が良いと思う。少子化対策は国が最も力を入れてきた政策の1つであり、保育状況の充実が女性の就業継続にどのようなインパクトを与えたかとか、出生率にどのような影響を与えたかというような研究が多数行われている。この削除によって、政策の評価ができなくなってしまう恐れがあると考ええる。また、今回の調査事項の追加により、老老介護の実態を把握する意図はよく理解できるが、「同居せずに、主に手助けや見守りをしている者の年齢階級」の追加が「乳幼児の保育状況」の削除を上回る必要性があるかがよく分からない。

老老介護と保育状況の調査事項を両立することはできないのか。両立できないのであれば老老介護の調査事項を優先する根拠を示して欲しい。

- ・ 調査事項の削除の理由として、紙面の都合は非常に理解できるが、実際の紙面を見ても、他の設問に影響を与えずに、設問を両立できそうな工夫ができるのではないかと思いますので、御検討いただきたい。
- ・ 「同居せずに、主に手助けや見守りをしている者の年齢階級」の追加並びに「乳幼児の保育状況」及び「主な介護者以外の介護者の状況」の削除については、調査実施者において再度検討し、次回部会で報告をお願いする。

「健康食品の摂取の有無」については、特に異論がなかったものとして整理する。

6 今後の予定

次回部会は令和3年6月24日（木）10時から開催することとされた。

また、本日の審議結果については、令和3年6月に開催予定の第165回統計委員会において報告することとされた。

(以 上)